

札幌市市民まちづくり活動促進条例

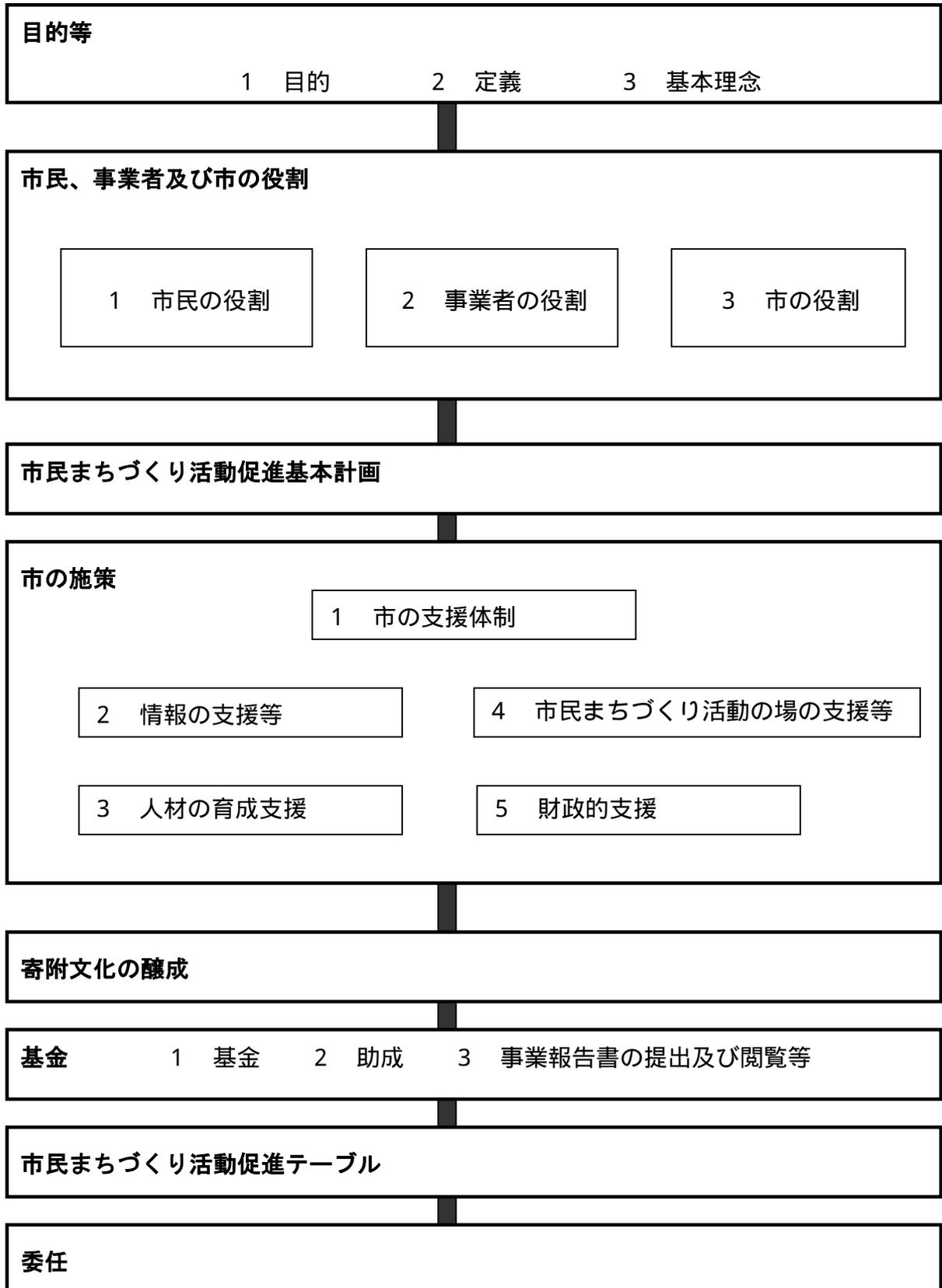
逐条解説

<目次>

	(ページ)
1 条例に盛り込む事柄の概要 <骨格図>	1
2 目的等	2 ~ 6
3 市民、事業者及び市の役割	7 ~ 10
4 市民まちづくり活動促進基本計画	11
5 市の施策	12 ~ 16
6 寄附文化の醸成	17
7 基金	18 ~ 20
8 市民まちづくり活動促進テーブル	21 ~ 23
9 委任	24

札幌市市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課

条例の概要 <骨格図>



目的等

第1条 目的

この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

目的規定は、この条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈・運用の指針となるものです。

この条例は、「市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与すること」を目的とし、そのために市民、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることとしています。

また、この条例は、自治基本条例第23条第1項における「市民によるまちづくり活動」に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。」という規定を受けて定めるものです。

「市民」の定義

札幌市自治基本条例第2条第1項の定義と同じく、「市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」のことをいいます。

第2条 定義

この条例において「市民まちづくり活動」とは、市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

【解説】

定義規定は、条例の中で用いる用語の意味を定め、解釈上の疑義が出ないようにするためのものです。

条文では、この条例が支援の対象とする「市民まちづくり活動」について定義しています。この条例では、「活動」に着目して支援・促進するという趣旨です。

「市民まちづくり活動」とは、町内会、自治会などの地縁団体を中心とした「まちづくり活動」と、テーマ型の活動を行うNPOのイメージが強い「市民活動」の両方の言葉を結び付けた札幌市独自の用語です。

なお、定義は、関連する札幌市市民活動サポートセンター条例に準拠しています。

(1) 「営利を目的とせず」

市民まちづくり活動が事業収入を得ることを否定する趣旨でなく、事業収入を得た場合でも、収益は関係者に分配されず、事業活動のために使われる場合も「営利を目的とせず」に含まれます。

(2) 「市内において」

札幌市内において行われる活動を指します。この場合、例えば、海外に物資を援助す

る目的で設立された団体でも、札幌市に主たる事務所を有し、海外への物資援助に関わった準備行為、国際協力の啓発活動、国際理解の教育事業などを市内で行う場合には、本条例の対象の活動となります。したがって、海外や市外で活動を行う団体のすべての活動が条例の対象とならないわけではありません。

ただ、市外に主たる事務所を有する団体が市外で札幌の観光PR活動を行うような場合は、市内において活動することにはならず、本条例の対象とはなりません。

一方、市外に主たる事務所を有する団体が札幌市民を対象に札幌市内で行う活動については、本条例の対象となります。

なお、財政的支援の場合、直接的支援になることから、**人数要件など**、更に条件を絞って支援対象に該当するかどうか審査することになります。

(3) 「ボランティア団体、特定非営利活動法人等」

ボランティア団体

ボランティア団体とは、原則、無償で、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する活動を行う団体を指します。

特定非営利活動法人等

特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法（通称NPO法）第2条第2項に規定する法人のことです。通称でNPO法人と呼ばれるもので、営利を目的とせず、保健、医療、福祉、社会教育、まちづくりなど、同法の別表にある17の分野における活動（特定非営利活動）を行う法人で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを主な目的とする民間の法人をいいます。

法人格の認証は、都道府県知事（事務所が1つの都道府県にある場合）か内閣総理大臣（事務所が2つ以上の都道府県にある場合）が行います。

したがって、特定非営利活動法人等とは、NPO法人以外に、いわゆる任意に立ち上げた市民活動団体などの法人格を持たない公益的な活動団体なども含みます。

(4) 「公益的な活動」

社会的な広がりを持つ活動、すなわち、自分だけでなく、身近な隣人から地域の人々まで、特定の限られた人でなく、不特定多数のために幅広く役立つことを目指す活動を

指します。公益的な活動が行われる分野としては、福祉の推進、まちづくり、教育の振興、環境保全などがあります。

営利を目的とする活動のほか、お祭り、運動会などのような構成員の親睦・交流やレクリエーションを主目的とした活動、個人の趣味的な活動、構成員の相互の利益を目的とした共益的・互助的な活動は含まれません。

(5) 「公職」

公職選挙法第3条に規定する公職をいい、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職のことを指します。

第3条 基本理念

市民まちづくり活動の促進は、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を認識するとともに、次に掲げる協働の原則に基づき相互に連携・協力することにより行われなければならない。

- (1) 市民、事業者及び市は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市民、事業者及び市は、市民まちづくり活動に関する情報を相互に提供し、又は公開することにより、その情報の共有に努めること。
- (3) 事業者及び市は、市民まちづくり活動の自主性及び自立性を尊重すること。

【解説】

基本理念の規定は、条例の基本的な考え方を示すものです。市民、事業者及び市がそれぞれ対等の関係を保ちながら、連携・協力して市民まちづくり活動を促進していくべきことが書かれています。連携・協働に当たって、市民、事業者及び市は、協働の原則に基づき行わなければなりません。

協働の原則とは、「対等の関係」、「相互理解」、「情報の相互提供・公開・共有」、「市民まちづくり活動の自主性・自立性の尊重」を指します。

市民、事業者及び市の役割

第4条 市民の役割

市民は、市民まちづくり活動に関する理解を深め、市民まちづくり活動の促進に協力するよう努めるものとする。

2 市民まちづくり活動を行うものは、まちづくりを担う者としての自覚を持ち、活動の充実を図るとともに、活動の目的及び内容を広く市民に知らせ、理解されるよう努めるものとする。

3 市民まちづくり活動を行うものは、まちづくりを効果的に進めるために、情報、人材、活動の場、活動資金等に関して、必要に応じ、他の市民まちづくり活動を行うものとの連携・協力を図るよう努めるものとする。

【解説】

第1項

市民全体の役割を規定した条文です。まず市民は市民まちづくり活動に関して理解し、その次に市民まちづくり活動に協力していくよう努力規定を設けたものです。協力については、寄附という形での協力や市民まちづくり活動への参加も含め、もちろん自主的・自発的にはありますが、様々な形での協力を期待するという趣旨の条文です。

第2項

市民のうち、市民まちづくり活動を行うものについての役割を定めた条文です。市民まちづくり活動を行うものとは、市民まちづくり活動を行う団体・個人のことです。具体的には、町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人を指します。

市民まちづくり活動を行うものは、常にまちづくりを担う者としての社会的責任を認識しながら、市民の期待に応えるよう活動の充実を図るとともに、活動内容を市民に知ってもらおうよう随時、情報を公開することが、市民の理解と協力を得ることにもつながっていくといえます。

第3項

市民まちづくり活動を行うもの同士、例えば、ボランティア団体同士、町内会とボランティア団体などが必要に応じて、お互いの人材・ノウハウ・知識を持ち寄り、連携を進めることが、地域問題の効果的な解決につながるとともに、まちづくりに相乗的な効果を生み出すことになると考えられます。

第5条 事業者の役割

事業者は、地域社会の構成員として、市民まちづくり活動の意義に対する理解を深めるとともに、自らが有する資源を活用して、市民まちづくり活動の支援に努めるものとする。

【解説】

事業者が市民まちづくり活動の支援について、果たすことが期待される役割についての規定です。

事業者は、商品やサービスなどを通じて、社会的価値の創造、納税による利益の社会還元、雇用の創出、生活文化の形成への寄与など、すでに一定の社会貢献を果たしてきていますが、今後、地域社会の構成員として、公益的な面で、より一層、社会的役割を果たすことが求められています。

市民まちづくり活動の促進に関しては、事業者が市民まちづくり活動の意義に対する理解を深め、「自らが有する資源」としての人材、情報、施設・設備、資金などを活用して、市民まちづくり活動を支援することが期待されます。

なお、事業者とは、営利・非営利を問わず、一定の目的をもって社会的又は経済的な活動を行う団体又は個人をいいます。

第6条 市の役割

市は、市民まちづくり活動の促進に関する総合的な施策を実施し、市民まちづくり活動の促進のための環境づくりに努めるものとする。

【解説】

これは、市の役割について概括的に定めた規定です。

市民、事業者及び市は、まちづくりにおいて対等の関係であるため、市も同じく果たすべき役割として規定したものです。市の役割として、市民まちづくり活動を促進するために、総合的な施策を実施し、環境づくりに努める旨が書かれています。

総合的な施策の内容とは、以降の条項で規定される市民まちづくり活動促進基本計画、市の支援体制及び情報の支援等といった5つの施策、寄附文化の醸成、基金、市民まちづくり活動促進テーブルです。

市民まちづくり活動促進基本計画

第7条 市民まちづくり活動促進基本計画

市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画（以下「市民まちづくり活動促進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市民まちづくり活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市民まちづくり活動の促進に関する目標

(2) 市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民まちづくり活動の促進に関する重要事項

3 市長は、市民まちづくり活動促進基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴かななければならない。

4 市長は、市民まちづくり活動促進基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市民まちづくり活動促進基本計画の変更について準用する。

【解説】

この規定は、第6条にある「総合的な施策」を計画的に実施することにより、「市民まちづくり活動の促進のための環境づくり」を進めるため、市民まちづくり活動促進基本計画を策定することについて定めた規定です。

基本計画は、条例を実効性のあるものとするために策定し、市民まちづくり活動の促進に関する目標、市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項、市民まちづくり活動の促進のための札幌市市民活動サポートセンター及びまちづくりセンターに関する事項、その他市民まちづくり活動の促進に関する重要事項を定めます。内容としては、市民まちづくり活動を促進する目的、意義等のほか、具体的な施策や事業を盛り込みます。

また、基本計画の策定及び変更に当たっては、附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴かなければなりません（市民まちづくり活動促進テーブルについては、21ページ以降で解説しています。）

なお、基本計画を策定又は変更したときは、速やかに公表することになります。

市の施策

第8条 市の支援体制

市は、市民まちづくり活動に対する職員の理解を深めるため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市民まちづくり活動の促進に関する施策の実施に当たっては、関係部局間の連携を図らなければならない。

3 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域における市民まちづくり活動の支援に努めるものとする。

【解説】

第1項

この規定は、市民まちづくり活動に関する職員への啓発について定めたものです。

市の施策において、市民まちづくり活動とのかかわりはますます高まっております。

また、まちづくりにおいて市民まちづくり活動が重要な役割を果たしていることも踏まえると、職員が市民まちづくり活動に関して知り、理解を深めることは時代的な要請と考えることができます。このことから、市民まちづくり活動に関して職員が学ぶことができる様々な機会を設けることにより、職員への啓発を図っていくことが大切です。

第2項

この規定は、市民まちづくり活動の促進を図るための市内部の連携を進めることについて定めたものです。市民まちづくり活動の促進は市の各部局にまたがる課題であるという現状を踏まえると、必要に応じ、各関係部局が横断的に連携を図りながら、お互いのノウハウを持ち寄り効果的な促進を行っていくことが大切です。

第3項

まちづくりセンターを地域の市民まちづくり活動を支援するための拠点として明確に位置づけ、市民まちづくり活動の支援に努めるものとなりました。

第9条 情報の支援等

市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、必要な情報の収集に努めるとともに、適切な方法により、その情報を市民及び事業者に対して積極的に提供するものとする。

2 市は、市民自らが行う市民まちづくり活動に関する情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

3 市は、市民まちづくり活動に対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

【解説】

第1項

この規定は、市が市民まちづくり活動の促進を図るための情報の収集・提供を積極的に行うべきことを定めたものです。具体的には、例えば、行政・民間の助成金に関する情報、活動・イベントに関する情報、人材情報及び施設情報の集約・提供、多様な情報媒体を活用した情報提供などが挙げられます。

第2項

この規定は、市が市民による自主的・自発的な情報収集を支援することについて定めたものです。様々な団体が情報の収集の活動を行っている現状があるので、市としては市民が自主的・自発的に行うこのような活動を側面からサポートしていくことも重要と考えています。例えば、市民の情報収集に対しアドバイスを行う相談機能の充実などが考えられます。

第3項

この規定は、市が市民まちづくり活動に関して情報発信を行い、市民及び事業者に理解を深めてもらう機会を提供することについて定めたものです。広く市民等が市民まちづくり活動について知り、関心を持ってもらうためには、市による広報が欠かせません。また、一歩進んで、市民まちづくり活動について学ぶことができる学習機会の提供など、市民まちづくり活動について理解を更に深めていくための様々な工夫をすることが必要です。そのためには、例えば、市民まちづくり活動のPRの機会の設定、市民が気軽に市民まちづくり活動を体験・学習できる機会の提供などを行うことが考えられます。

第10条 人材の育成支援

市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、まちづくりに関して広く、又は段階的に学べる機会を設けるなど、市民まちづくり活動を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。

【解説】

この規定は、市が市民まちづくり活動を担う人材の育成のための環境づくりに努めることについて定めるものです。

市民まちづくり活動の促進に当たっては、それを担うひとを育てることが最も大切です。市民まちづくり活動の担い手といっても、様々な担い手像が考えられ、必要とされる人材に合わせた育成が図られることが大切です。

具体的には、例えば、市民まちづくり活動のリーダーの育成や市民まちづくり活動を行いたい人と団体をつなげるコーディネーターの育成を行う講座の実施、市民まちづくり活動をマネジメントするノウハウを学ぶ講座の実施などが考えられます。

また、市民自らまちづくりを行っていく芽を育むためには、今後、まちづくりの担い手を基礎・入門から応用・実践まで段階的かつ継続的に学べる機会とともに、まちづくりに関して幅広く学べる機会を設けることが重要となることから、条文で例示として、「まちづくりに関して広く、又は段階的に学べる機会を設ける」と明記しました。

第11条 市民まちづくり活動の場の支援等

市は、札幌市市民活動サポートセンターを拠点として市民まちづくり活動の総合的な支援を行うとともに、地域の公共施設等を活用して市民まちづくり活動の場の支援に努めるものとする。

【解説】

この規定は、市が市民まちづくり活動の場の支援に努めることについて定めるものです。市民まちづくり活動の活発化のためには、活動の場が大切です。現在、総合的な拠点施設として活用されている札幌市市民活動サポートセンターも、常に市民ニーズや市民まちづくり活動の状況の変化を念頭に置きながら、市民まちづくり活動への総合的な支援を行っていく必要があります。

また、市民まちづくり活動が地域に根付いた活動となるために、地域における市民まちづくり活動の場も大切な役割を果たすことから、地域における公共施設とともに、民間の施設も視野に入れた施設の有効活用も必要と考えられます。

第12条 財政的支援

市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行うものとする。

【解説】

この規定は、市が市民まちづくり活動のための財政的支援を行うことについて定めたものです。市民まちづくり活動にとって資金の確保は最大の課題となっており、市民まちづくり活動の自主性・自立性を損なわないように予算の範囲内で、適切な資金的な支援を行うことが必要とされています。

具体的には、活動のための融資制度、寄附を財源として行う先駆的活動への資金助成、各部局で行っている助成制度との連携などが考えられます。

寄附文化の醸成

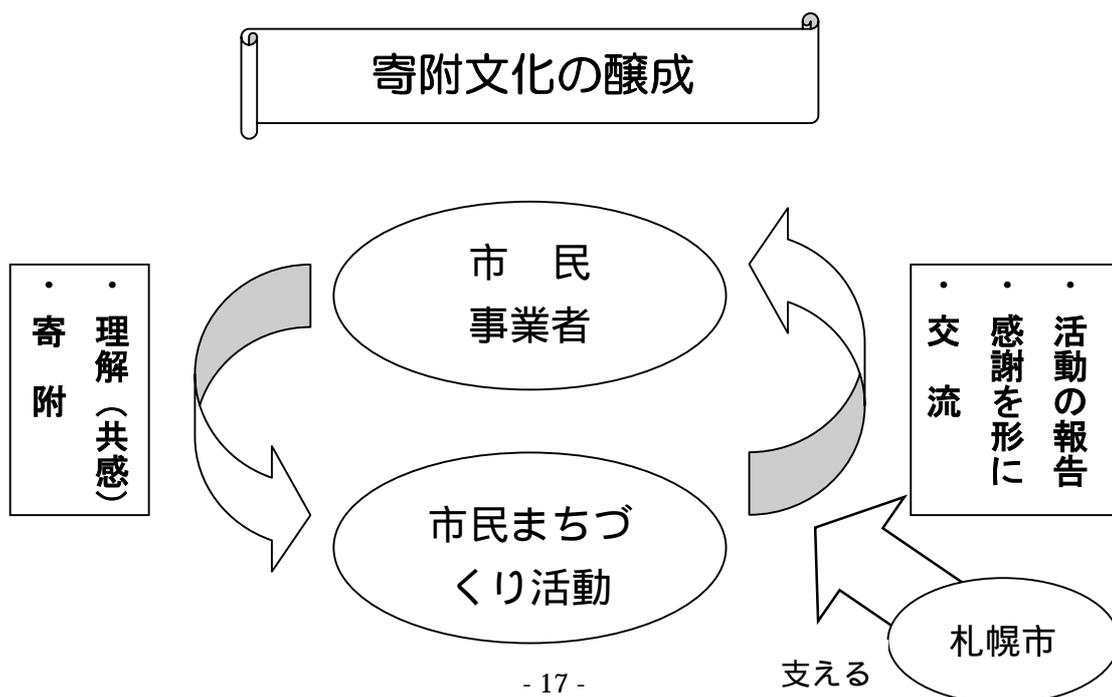
第13条 寄附文化の醸成

市は、市民、事業者等による市民まちづくり活動に対する資金的支援が活発に行われ、市民まちづくり活動に係る寄附文化が市民、事業者及び市の協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。

【解説】

この規定は、市が寄附文化の醸成のための環境づくりを行うことについて定めたものです。市民まちづくり活動に直接参加できない市民が、寄附や募金を通じて市民まちづくり活動に寄与することは、市民まちづくり活動への重要な支援となり、結果的に直接参加しているのと同じ効果を生みます。これは企業を始めとする事業者も同様です。このような、「寄附＝参加」の認識を広め、寄附の意義について理解してもらうことが大切です。

子どもからお年寄りまでの幅広い市民が、自分の事情に合った寄附方法を選択することができ、寄附を日常の中で自然にそして気軽に行えるようになることにより、寄附することが社会全体の雰囲気や慣習として定着している状態となることを「寄附文化」といいます。イメージは下の図のようになります。



基金

第14条 基金

市は、市民まちづくり活動に係る寄附文化の醸成に資するとともに、市民まちづくり活動の促進に関する財政的支援に活用するため、別に条例で定めるところにより、市民まちづくり活動促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

第15条 助成

市長は、基金を財源として、市民まちづくり活動を行うものに対し、その活動に係る資金の助成を行うことができる。

- 2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴かなければならない。

【解説】

基金の設置規定（第14条）は、市が市民まちづくり活動への財政的支援を行うための基金を設置することについて定めたものです。また、資金の助成規定（第15条）は、市が基金に積み立てられた寄附を原資に市民まちづくり活動に対して助成を行うことについて定めたものです。

いわば基金が市民と市民まちづくり活動をつなぐ役割を果たすことになり、基金を通じて寄附文化の醸成が図られていくことを想定しています。

基金への積み立ては、市民や事業者から寄附金を集めることにより行います。市民まちづくり活動に対する助成については、基金から助成に必要な額を取り崩して財源とします。また、助成に当たっては、希望する団体から申請等を行ってもらい、市長が市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴いたうえで決定します。

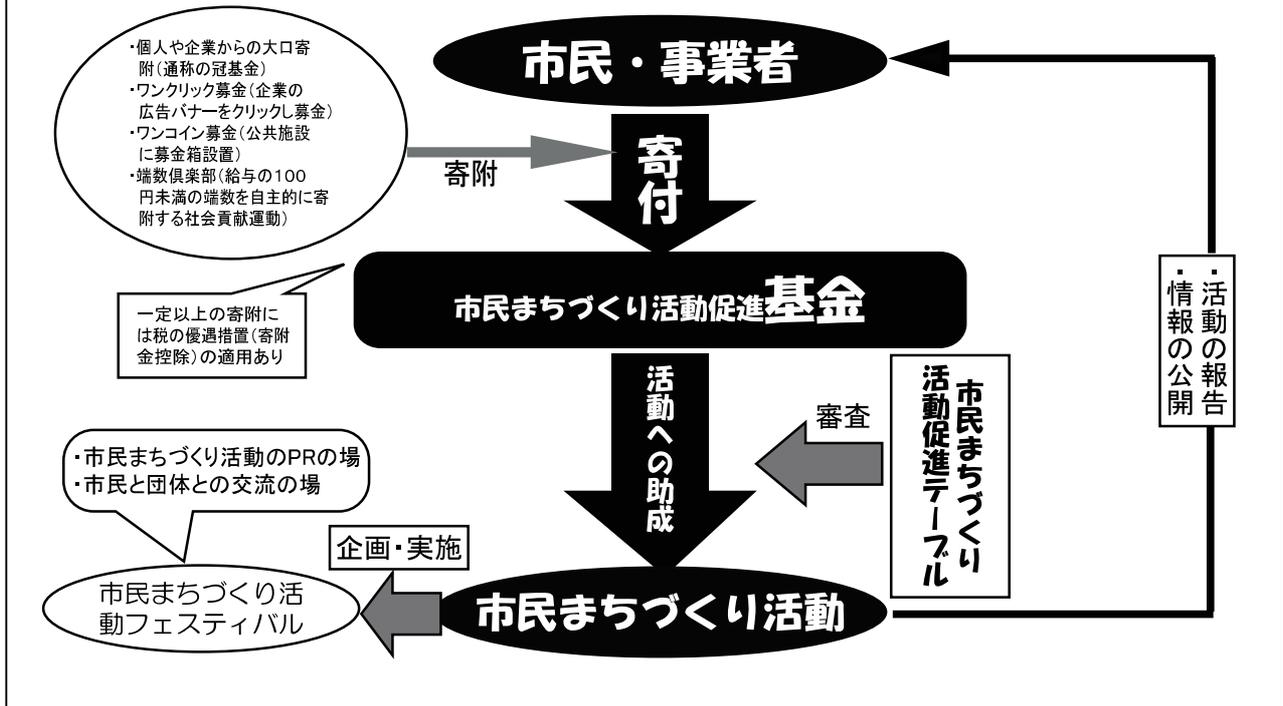
なお、基金の設置、管理及び処分に関して必要な事項は、札幌市基金条例で定めます。

(1) 第14条の「別に条例で定めるところにより」とは、札幌市基金条例のことを指しています。

(2) 第15条の「基金を財源として」とは、寄附が積み立てられた基金から助成に必要な額を取り崩して財源とすることを意味します。

想定

市民まちづくり活動促進基金の全体イメージ図



参考

寄附方法

- 団体指定寄附⇒登録制度に登録を行った団体の中から希望する団体を指定して行う寄附
- 分野指定寄附⇒福祉やまちづくりなど活動分野を指定して行う寄附
- テーマ指定寄附⇒当該年度にあらかじめ決められたテーマ(例:子育て支援や三世代交流など)を指定して行う寄附
- 非指定寄附 ⇒団体、分野、テーマを指定しない寄附

★ 指定寄附では、寄附した方の希望を尊重して助成しますが、必ずしも希望通りになるわけではありません。

助成対象

助成対象は、町内会・自治会、ボランティア団体、NPOなどの公益的な活動を想定しています。助成に当たっては、市民まちづくり活動促進テーブルの審査を経て市長が決定します。

第16条 事業報告書の提出及び閲覧等

前条第1項の資金の助成を受けて市民まちづくり活動を行うものは、当該助成の対象となる事業が終了したときは、別に定めるところにより当該事業の実施状況の報告に係る書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により提出された書類について、当該市民まちづくり活動を行うものに報告又は説明を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、毎年1回、基金の積立て状況及び前条第1項の資金の助成の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

【解説】

第1項～第3項

基金助成の透明性を確保するために、事業報告書の速やかな提出を助成団体に義務付け、責任持って事業を遂行してもらうようにします。提出された書類については、市民から閲覧を求められたときに対応できるように整備します。

また、提出された事業報告書に不明な点等があった場合には、札幌市から団体に対して報告や説明を求めることができることとしました。

第4項

基金及び助成の状況については、ホームページや紙媒体等を通じ、市民に公表するようになります。

市民まちづくり活動促進テーブル

第17条 市民まちづくり活動促進テーブル

市民まちづくり活動の促進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（以下「促進テーブル」という。）を置く。

2 促進テーブルは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、市民まちづくり活動促進基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 第15条第2項の規定に基づき、基金による助成に関し意見を述べること。
- (3) 市民まちづくり活動を効果的に促進するための方策等に関し協議等を行い、及び意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民まちづくり活動の促進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 促進テーブルは、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材を委嘱するように配慮しなければならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、促進テーブルに臨時委員を置くことができる。

7 促進テーブルに、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、促進テーブルの組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

この規定は、附属機関としての市民まちづくり活動促進テーブルについて定めたものです。

(1) 市民まちづくり活動促進テーブルの名称

市民まちづくり活動促進テーブルという名称は、市民、事業者及び市が1つのテーブルを囲んで、市民まちづくり活動促進のために率直に意見を出し合う「円卓会議」というイメージのもとで名付けたものです。

(2) 市の立場について

市は、事務局の立場なので委員ではありませんが、促進テーブルの趣旨により、市民まちづくり活動の促進に関する課題や方策等についての協議の場では、委嘱された委員とともに議論に加わり意見を交換します。

そういう意味で、促進テーブルは、市民、事業者及び市の協働の場となります。

(3) 促進テーブルの役割

促進テーブルは、この条例及び基本計画に基づく市民まちづくり活動の促進に関する具体的かつ個別的な課題や方策などに関し議論することにより、市民まちづくり活動促進に関する課題を共有するとともに、専門的・全体的な視点から、広く市民まちづくり活動の促進に関して協議を行い、条例を実効性のあるものとしていくことを目的とします。

具体的には、基本計画に盛り込まれた施策・事業の実施状況の検証・評価、市民まちづくり活動に関する課題の分析、市民まちづくり活動の支援を充実させるための基本計画への提言などを想定しています。

なお、必要に応じ、実地調査や研究・学習活動、ワークショップなど、柔軟に活動を行うことも考えています。

基金から行われる助成の審査も促進テーブルで行います。その際には、促進テーブルは第三者の視点から厳正な審査を行い、適切に助成が行われるよう意見を述べることになります。

(4) 促進テーブルの組織等

促進テーブルは、委員10名以内で構成することとし、公募した市民をはじめ、町内会・自治会関係者、ボランティア団体・NPO関係者、事業者、学識経験者などから幅広い分野及び多様な人材からバランス良く選定することを想定しています。このようにできるだけ様々な市民の意見を聴くことにより、多角的かつ総合的な観点からの議論を確保いたします。

(5) 臨時委員と部会

促進テーブルがテーマに応じた柔軟な運営ができるように、臨時委員と部会の規定を置いています。臨時委員は、特別な事項等について、テーマに関する専門的な意見や個人的な見解を聴く必要がある場合などに委嘱し、部会は、特定の議題に絞って深く協議・議論する必要があるときに設置するものです。

(6) その他

促進テーブルの組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則等で定めます。

第 8 委任

第 18 条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項については、市長が規則等で定めることを規定しています。